

● 規程改正案の概要

要 旨	職員の被服貸与品の見直しに伴い、「地方独立行政法人山梨県立病院機構職員被服貸与規程」の一部改正を行う。
内 容	<p>「地方独立行政法人山梨県立病院機構職員被服貸与規程」の改正</p> <p>1 改正の理由</p> <p>この規程は、職員に対する被服貸与に関し必要な事項を定めており、同規程第2条別表により、被服等を貸与される職員範囲並びに貸与する被服等の品目、数量及び貸与期間を定めている。そのうち、保健師については、現在、看護師と同様の被服等を貸与しているが、職種の実態に合わせて、医師や他のコメディカルと同様の被服等を貸与する必要がある。</p> <p>2 改正の内容</p> <p>保健師に貸与する品目を次のとおり変更する。</p> <p>ナースシューズ → 白衣（又はケーシー）、白ズボン （3年目まで年2着）</p>
施行期日	平成27年4月1日から施行する。

地方独立行政法人山梨県立病院機構職員被服貸与規程 新旧対照表(第2条関係:別表1、中央病院)

新

別表1(第2条関係)

職 種 等	品 目	数 量 / 人	貸 与 期 間	備 考
医師	診察衣(又はケーシー)	1	1	3年目まで年2着
	白ズボン	1	1	〃
研究員	白衣(又はケーシー)	1	1	〃
	白ズボン	1	1	〃
薬剤師 業務員(薬剤部)	白衣(又はケーシー)	1	1	〃
	白ズボン	1	1	〃
放射線技師	白衣(又はケーシー)	1	1	〃
	白ズボン	1	1	〃
臨床検査技師 業務員(検査部)	白衣(又はケーシー)	1	1	〃
	白ズボン	1	1	〃
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	白衣(又はケーシー)	1	1	〃
	白ズボン	1	1	〃
視能訓練士	白衣(又はケーシー)	1	1	〃
	白ズボン	1	1	〃
臨床工学技士	白衣(又はケーシー)	1	1	〃
	白ズボン	1	1	〃
歯科衛生士	白衣(又はケーシー)	1	1	〃
	白ズボン	1	1	〃
栄養士	白衣	1	1	〃
	白ズボン	1	1	〃
医療社会事業士 社会福祉士	調理用帽子	1	1	〃
	白衣	1	1	〃
心理判定 看護師 看護助手 業務員(看護部)	白衣	1	1	〃
	ナースシューズ	1	1	〃
保健師	白衣(又はケーシー)	—	—	—
	白ズボン	1	1	3年目まで年2着
運転技術員	作業着 上下	2年目まで年2セット 3年目以降隔年1セット	1	
	作業着 上下	2年目まで年2セット 3年目以降隔年1セット	1	
施設管理担当	安全靴	2年目まで年1足 3年目以降隔年1足	1	
	事務服 上下	1	3	

旧

別表1(第2条関係)

職 種 等	品 目	数 量 / 人	貸 与 期 間	備 考
医師	診察衣(又はケーシー)	1	1	3年目まで年2着
	白ズボン	1	1	〃
研究員	白衣(又はケーシー)	1	1	〃
	白ズボン	1	1	〃
薬剤師 業務員(薬剤部)	白衣(又はケーシー)	1	1	〃
	白ズボン	1	1	〃
放射線技師	白衣(又はケーシー)	1	1	〃
	白ズボン	1	1	〃
臨床検査技師 業務員(検査部)	白衣(又はケーシー)	1	1	〃
	白ズボン	1	1	〃
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	白衣(又はケーシー)	1	1	〃
	白ズボン	1	1	〃
視能訓練士	白衣(又はケーシー)	1	1	〃
	白ズボン	1	1	〃
臨床工学技士	白衣(又はケーシー)	1	1	〃
	白ズボン	1	1	〃
歯科衛生士	白衣(又はケーシー)	1	1	〃
	白ズボン	1	1	〃
栄養士	白衣	1	1	〃
	白ズボン	1	1	〃
医療社会事業士 社会福祉士	調理用帽子	1	1	〃
	白衣	1	1	〃
心理判定 看護師 看護助手 業務員(看護部)	白衣	1	1	〃
	ナースシューズ	1	1	〃
保健師	白衣(又はケーシー)	—	—	—
	白ズボン	1	1	—
運転技術員	作業着 上下	2年目まで年2セット 3年目以降隔年1セット	1	
	作業着 上下	2年目まで年2セット 3年目以降隔年1セット	1	
施設管理担当	安全靴	2年目まで年1足 3年目以降隔年1足	1	
	事務服 上下	1	3	